

京都府告示第676号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号。以下「条例」という。）
第13条の2第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成30年12月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	種類	名 称	発 行 所 等	指 定 理 由
4	書籍	アリエナイ理科ノ大事典	株式会社三才ブックス	条例第13条の2第1項第3号該当
5	雑誌	裏グッズカタログ2019	〃	〃